

## 中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

## 中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

## 中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

## 台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

## シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

## 米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## セーシェル(中国に投資する別チャンネル)

香港は依然として中国への外国企業の投資を誘致する主要なチャンネルですが、セーシェルも中国への外資投資を誘致するチャンネルの一つです。現在、ますます多くのセーシェル会社は、中国会社の株式を保有することで税収優遇措置を享受することに使われています。

セーシェル・中国二重課税防止協定(略称:DTA)は、香港・中国 DTA にない中国免税優遇を提供しています。例えば、香港会社が中国会社の株式を 25%以上保有する場合、源泉徴収税率は 5%であり、香港会社が中国会社の株式を 25%以下保有する場合、源泉徴収税率は 10%です。一方、セーシェル会社が中国会社の株式を保有する割合を問わず、源泉徴収税率は 5%です。従って、中国会社の 25%未満の株式を買収する場合には、セーシェル・中国 DTA が香港・中国 DTA と比べて明らかな優位性があり、これは中国においてミューチュアルファンド又はその他の非支配プロジェクトに投資する投資者にとって非常に重要です。

中国税収及び課税モデルが大きく変化しましたので、中国に投資する際に適切な DTA(香港、セーシェル又はその他の国家にかかわらず)を利用するのは極めて重要です。企業所得税法(2008年1月1日発効)発表後、中国における営業所がない非居住者は中国で稼いだ利益を国外に送金するときに 20%の税金を課されます(多くの外国投資者が 10%の優遇税率を享受する資格に該当するにもかかわらず)。2007年4月前に外国企業の投資に付与した税収優遇は一定期間内に維持されています(通常は 5年間)、現在、外国人が中国に新しい会社を設立するのは企業所得税法で規定された税率に基づいて納税する必要があります。今の中国も課税の監督をますます重視していきますのでご注意ください。

セーシェル・中国 DTA の税収減免を享受するために、外国投資者は、セーシェル特許会社(CSL)を設立する必要があります。CSLとは、2003年「会社(特殊許可)法」に従って特殊ライセンスを取得したセーシェル現地会社(1972年「会社法」に基づき設立された会社)です。一般的なセーシェル会社(カリブ海の典型的なオフショア免税会社と類似する)と異なり、CSL はセーシエルの税務上の居住者となり、且つセーシエルの DTA のますます高くなっている優位性を享受することができます。セーシェル・中国 DTA の税収減免を享受するための先決条件は、CSL の主要な事務所がセーシェルにあることです(現地居住者である取締役を選任すること、現地で取締役会の決議を通過し且つ法定文書にサインすること、及びセーシェル銀行口座を使用することを含む)。

CSL が会社の全世界所得の 1.5%で納税しますが(粗利益から減免項目を引く)、セーシェル・中国 DTA の特徴により、中国へ納める税金はもともとセーシェルに納付すべき 1.5%の売上税を相殺することができます。もう一つの大きな利点は資本増値税にかかわり、CSL が中国会社の株式を 25%以下保有する場合、関連する株式を売却することで利益を得るとき、中国の資本増値税が免除されます(不動産を保有していない中国会社に限る)。これは外国投資者が中国会社の 25%未満の株式を保有することに関連

し、中国も中国株の売却に対して資本増値税を課する計画があると表明していますのでご注意ください。また、CSL に対しては、配当金、利息、財産譲渡、商業取引所による印紙税が免除されます。しかし、このような会社は香港会社と同じ、毎年会計監査報告書を準備、提出しなければなりません。

多くの投資者は中間持株会社を通じて中国会社の株式を保有し、且つ中国と適切な距離を保つことが好きです。但し、香港が中国の一部であるために、香港と中国当局との税務データ上の交換はますます頻繁になってきています。香港が依然として中国市場へ参入する主要なチャンネルであるにもかかわらず、セーシエルの CSL 及び DTA は、中国会社の 25%未満の株式を購入する中型・大型の海外企業により良い税収優遇を提供しています。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com),

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)